

# 豊岡市テニス協会規約

## 第一章 名称及び組織

(名称)

第 1 条 本会は豊岡市テニス協会と称する。

(組織)

第 2 条 本会は、豊岡市内で活動するテニス愛好団体をもって組織する。

2 本会に新たに加盟しようとする団体は、理事会の承認を必要とする。

3 本会は、豊岡市スポーツ協会に加盟する。

## 第二章 事務局

(事務局)

第 3 条 本会は事務局を神美台スポーツ公園事務所内に置く。

## 第三章 目的及び事業

(目的)

第 4 条 本会は、豊岡市内のテニスの普及振興を図り、スポーツ精神の健全なる涵養及びスポーツ界の発展に寄与するとともに、テニス技術の向上及び加盟団体相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第 5 条 本会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 技術の向上・普及のための講習会の開催
- (2) 各種テニス大会の開催
- (3) 豊岡市スポーツ協会の事業への参加と協力
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業の実施

## 第四章 役員

(役員)

第 6 条 本会には次の役員をおく。

会 長	1 名	副 会 長	若干名
理 事 長	1 名	理 事	若干名
会 計	1 名	監 事	2 名
事 務 局	1 名		

(役員の仕事)

第 7 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は予め定められた順位に従いその仕事を代行する。
- (3) 理事長は理事会の決議に基づき会務を処理する。

- (4) 理事は主要会務を審議、処理する。また、理事会の委嘱により会務を分担して担当する。
- (5) 事務局は、本会の事務を担当する。
- (6) 会計は本会の会計を処理する。
- (7) 監事は本会の会計を監査する。

## 第五章 役員を選出

(選出方法)

第 8 条 役員は次の方法により選出する。

- (1) 会長及び副会長は、理事会において議決するものとする。
- (2) 理事は各加盟団体が推薦する各 2 名の代表者により構成する。また、理事会の承認を得て、推薦理事数名を会長が指名する。
- (3) 理事長は理事の互選により選出する。
- (4) 事務局は理事の互選により選出する。
- (5) 会計は理事の互選により選出する。
- (6) 監事は理事の互選により選出する。

(任期)

第 9 条 役員の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

役員に欠員を生じた時は前条の規定により補充するが、補欠役員の任期は前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。

## 第六章 会 議

(会議)

第 10 条 本会の会議は、「理事会」とする。

(理事会)

第 11 条 理事会は、最高議決機関であって本会役員によって構成され、会長がこれを召集し、理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(審議・議決事項)

第 12 条 理事会は、次の事項について審議のうえ議決または承認する。

- (1) 決算及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び事業計画に関すること。
- (3) 会長及び副会長の選出に関すること
- (4) 規約の改廃に関すること。
- (5) その他重要事項に関すること。

(開催時期)

第 13 条 定時理事会は毎年会計年度終了後に召集する。また、通常理事会は、会長が必要と認める時に召集することができる。

(定員数・表決)

第 14 条 理事会は、理事会構成員総数の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立とする。また、理事会の議決は多数決によることとし、議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可

否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員会)

第 15 条 委員会が必要に応じて会長が設置する。委員会は委員長及び委員によって構成され、委員長がこれを召集する。委員長は理事の中より会長が指名する。

## 第七章 会計

(会計)

第 16 条 本会の経費は次にあげるものを充てる。

1. 構成団体の会費
2. 補助金
3. 事業収入
4. その他

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。

(監査)

第 18 条 会計監査は、会計年度終了後監事が行う。

## 第八章 その他

(顧問)

第 19 条 本会には顧問を置くことが出来る。顧問は理事会の決議を経て会長が委嘱する。顧問は会長または理事長の諮問に応じ本会の運営について建議する。

(特別議決)

第 20 条 本会則は理事会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければ変更することができない。

(細則)

第 21 条 本規約の施行に関し必要な細則は理事会において審議し、決定する。

附則 平成 25 年 4 月 7 日 規約一部改正

附則 令和 5 年 10 月 29 日 規約一部改正